

第 42 回日本年金学会総会・研究発表会
特別講演「国民の安定的な資産形成と顧客本位の業務運営」
(2022 年 10 月 28 日)

金融庁長官 中島 淳一

(はじめに)

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました金融庁の中島です。

本日は、第 42 回日本年金学会総会・研究発表会において、特別講演の機会をいただき、玉木代表幹事をはじめ、日本年金学会の皆様は厚く御礼申し上げます。さて、本研究会のテーマは「年金における情報の非対称性」についてと伺っています。年金に限らず、金融商品・サービスの提供に当たっては、金融事業者と国民・顧客との間で生じる情報の非対称性をできるだけ解消することが重要です。

本日は、現在、金融庁が取り組んでいる国民の安定的な資産形成の促進に向けた取り組み、特に顧客本位の業務運営を中心に本日のテーマを踏まえてお話ししたいと思います。

(最近の政府の取り組み)

まず最近の政府の取り組みについてですが、本年 5 月に岸田総理がロンドン・シティで講演を行い、「貯蓄から投資」へのシフトを大胆・抜本的に進め、投資による資産所得倍増を実現すると発言しました。その背景としては、我が国個人の金融資産 2000 兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有され、この結果、米国では 20 年間で家計金融資産が 3 倍、英国では 2.3 倍になっているのに対して、我が国では 1.4 倍にしか上がっていないことがあります。家計が豊かになるためには、家計の預金が投資にも向かい、持続的な企業価値向上の恩恵が家計に及ぶ好循環を作り、資産から得られる家計の所得を増やしていく必要があると考えられます。

政府が 6 月に策定した新しい資本主義のグランドデザインでは、本年末までに政府として資産所得倍増プランを策定することが盛り込まれ、現在、金融庁ではその具体策について、精力的に検討を行っています。

本日は、その中から 4 点、少額投資非課税制度 N I S A の抜本的拡充、金融事業者における顧客本位の業務運営の徹底、顧客をサポートする中立的なアドバイザーの確保、そして金融経済教育の推進について、お話ししたいと思います。

(N I S A の抜本的拡充)

まず 1 点目の N I S A については、9 月に総理がニューヨーク証券取引所で行った講演の中で「老後のための長期的な資産形成を可能とするためには恒久化が必須」と発言しています。現在の N I S A は時限制度で内容も複雑でわかりにくいとの批判があり、金融庁が提出している税制改正要望では、国民にとって簡素で分かりやすく、使い勝手の良い制度とする観点から、制度の恒久化、非課税保有期間の無期限化、年間投資枠・非課税限度

額の拡大とともに、つみたてNISAを基本にするとしています。このつみたてNISAについては、金融庁が、手数料も抑えた長期・積立・分散投資にふさわしい投資信託、言い換えれば、金融商品における情報の非対称性の問題が生じにくいものに対象商品を限定することにより、投資初心者でもはじめやすいものにしていきます。

個人型の確定拠出年金であるiDeCoと異なり、NISAは取崩しが自由であり、ライフサイクルに沿って、例えば、結婚、住宅購入、子供の教育、老後の生活といった幅広い資金ニーズに活用できることが特色です。今後、与党の税制調査会において制度改革について議論されることとなりますが、NISAの抜本的拡充は、国民の安定的な資産形成を実現するための重要な施策になると考えています。

（顧客本位の業務運営）

次に、2点目の金融事業者における顧客本位の業務運営についてお話しします。

国民の安定的な資産形成を実現し、資産所得の倍増を図るためには、金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等を行うすべての金融事業者が、それぞれの役割を認識し、顧客本位の業務運営に努めることが重要です。

これまでも金融商品に関する顧客への情報提供や利益相反管理体制の整備については、投資家保護の観点から法令改正等を行ってきましたが、一方でこれらの法令は最低基準であるにもかかわらず、これが行動基準となって金融事業者による形式的・画一的な対応を助長しているとの指摘もありました。本来、金融事業者が自ら主体的に創意工夫し、ベストプラクティスを目指して顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供を競い合い、より良い取組みを行う金融事業者が顧客から選択されていくメカニズムの実現が望ましいと考えられます。そうした観点から、金融庁では、5年前、2017年3月に顧客本位の業務運営に関する原則「いわゆるプリンシプル」を策定し、幅広く関係する金融事業者はこの原則の受入れを呼びかけ、各金融事業者が、原則を踏まえて何が顧客のためになるかを真剣に考え、横並びに陥ることなく良質なサービスを競いあうよう促すことにしました。

原則は全部で7項目ですが、最も基本となるのは、原則2の「顧客の最善の利益の追求」で「金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべき」としています。また情報の非対称性を解消する観点からは、原則4で「手数料等の明確化」を求めており、「名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、その手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべき」とし、さらに原則5の「重要な情報のわかりやすい提供」で「金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、手数料以外についても、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべき」としています。

原則の制定から5年がたち、多くの金融事業者がこの原則を採択し、それぞれの取組方針や取組状況を公表しています。また金融庁では投資信託や外貨建て保険について、各金

融事業者の取組を比較できるよう比較可能な共通KPIを設けて販売事業者に公表を促しています。こうした結果、最近では顧客の投資信託の平均保有期間の長期化や積立投資信託の顧客数の割合の増加など、かつての回転売買に依存した金融事業者の営業姿勢に改善の兆しもみられています。

一方で、例えば仕組債という、デリバティブを組み合わせた、一見すると利回りの高い社債がありますが、顧客が負担する実際の手数料やリスクについては極めてわかりにくい金融商品の販売が多い金融事業者もあります。この仕組債については、情報の非対称性を解消した場合に本当に顧客ニーズがあるのか、実際には金融事業者の手数料稼ぎのための商品になっているのではないのか、こうした点について、金融庁では問題提起をしています。

こうした問題を法令改正、いわゆるルールベースで解決しようとする、規制の対象となる金融商品の内容や対象顧客を厳密に定義する必要があり、解決までに時間がかかる一方で、抜け穴探しを助長することにもなりかねません。金融庁としては、まずはプリンシプルベースで、顧客本位の観点から懸念される問題について、それが果たしてベスト・プラクティスといえるのかを金融事業者と議論し、改善が図られない場合には、ルールベースでの対応を適切に組み合わせていくことを考えています。

また、公的保険制度と補完関係にある、民間の保険募集について、昨年末に金融庁の監督指針を改正しました。保険会社には、顧客に対して公的年金の受取試算額などの情報提供を適切に行うよう求め、顧客が公的保険制度等を踏まえたうえで、自らの抱えるリスクや保障の必要性を理解して保険契約の締結がなされているかを、監督上の着眼点とすることにしました。こうした取組みが、公的保険制度をめぐる情報の非対称性を解消する一助になればと考えています。

（中立的なアドバイザーの確保）

次に、3点目として、顧客に対して中立的に助言するアドバイザーの確保についてお話ししたいと思います。

一般の国民が個々の金融商品の内容について、正確に理解することは容易ではありません。顧客目線で金融商品・サービスを比較するに当たっては、情報の非対称性を解消する観点から顧客の側に立ったアドバイザーの役割が重要になります。こうしたアドバイスの提供主体としては、金融・サービスの販売に携わる金融機関の担当者のほか、投資助言、代理業を営む者、金融商品仲介業者、保険代理店、金融サービス仲介業者、フィナンシャルプランナーなど様々な主体が考えられます。そうした中で、特定の金融商品の販売仲介に偏らない中立的で信頼できる、特に投資初心者をサポートする助言サービスの提供を促すための仕組みづくりについて、検討を進めたいと考えています。

（金融経済教育の推進）

最後に4点目として、金融経済教育の推進についてお話しします。

金融経済教育の意義・目的については、まず、生活スキルとしての金融リテラシーの習得が挙げられます。社会人として経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくためには、生活設計の習慣化とともに、金融商品を適切に利用選択する知識、判断力が不可欠です。また、先ほどお話しした金融事業者による顧客本位の業務運営を実現していくためには、利用者が、金融事業者の取組みを評価し、良質な金融商品・サービスを選別できる確かな目をもつことが必要になります。さらに、現在、国民の過半の資産が現預金に置かれていますが、デフレ経済からの脱却が進むなかで、安定的な資産形成の実現に向けては、中長期の分散投資のメリットについて、国民が理解することが重要と考えられます。

こうした、いわば情報の非対称性の解消に向けた利用者側への働きかけとして、金融庁では国民の金融リテラシー向上に向けた取組みを強化したいと考えています。現状では、金融経済教育を受ける機会が限定的である、あるいは、教育の担い手が業界団体であることに抵抗感がある、との声も聞かれています。そのため、国として、中立的な立場から、こうした金融経済教育の機会提供を推進するための体制を検討していきたいと考えています。

(おわりに)

最後に、国民の安定的な資産形成の主な目的は、国民一人ひとりが、より豊かな老後生活を実現することです。こうした観点から、金融庁では、現在、年金制度を所管する厚生労働省とも連携しながら、年末の資産所得倍増プランの策定に向けた検討を進めています。そうした検討に当たっては、これまで述べてきたとおり本日のテーマである情報の非対称性の解消は重要な論点であると考えられます。本日の研究発表会が有意義なものとなることを期待するとともに、日本年金学会の益々のご発展を祈念して、私の講演を終わります。

ありがとうございました。

以上